

北口地区

（第1面）

都市景観協議申出書

令和7年3月14日

（申出先）
横浜市長

申出者

住所 神奈川県横浜市中区真砂町三丁目33
関内駅前北口地区市街地再開発準備
組合

氏名 理事長 坂内 誠

電話 03-5577-5555

住所 東京都千代田区丸の内2-5-1
丸の内二丁目ビル
株式会社 三菱地所設計

（代理者）

氏名 建築設計四部長 清水 聡

連絡先 03-3287-5500

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり都市景観協議を申し出ます。

1	都市景観協議地区の 名称	関内地区	地区区分の 名称	関内駅前特定地区
2	都市景観形成行為を 行う敷地等の位置等	横浜市 中 区 真砂町三丁目33番地他		
3	都市景観形成行為の 種類	☒ 建築物の建築等 ☐ 工作物の建設等 ☐ 開発行為等 ☐ 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置 ☐ その他の行為（土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積、 特定照明、その他〔 〕）		
4	特定都市景観形成 行為の該当	☒ 有 ☐ 無		
5	都市景観形成行為の 着手予定日	令和 9 年 3 月 1 日		
6	都市景観形成行為の 完了予定日	令和 12 年 3 月 1 日		
※受付処理欄				
受付年月日		年 月 日		

- （注意）
- 1 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 2 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 3 魅力ある都市景観を創造するための方針及び行為指針の内容に照らして、必要な事項について記載してください。
 - 4 同一の敷地等について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の申出書によることができます。
 - 5 次の図書を添付してください。（行為の種類や規模等により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。）
 - （1）位置図（敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示するもの）
 - （2）当該敷地等及び当該敷地等の周辺の状況を示す写真
 - （3）建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の敷地等における配置・整備方針を示すもの
 - （4）街並み等と立面計画との関係を示すもの（市長が認めた種類の行為にあっては、添付を省略することができます。）

(5) 平面図その他市長が必要と認める図書

ア	行為の種類	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転		☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更			
イ	用途	事務所、住宅、飲食店舗　等					
ウ	敷地面積	約2,747.7			㎡		
エ	高さ(階数)	約100.5 m		(地下 1 階、地上 20 階)			
オ	行為面積	延床面積 約33,849.6 ㎡ 増築面積 ㎡		外観変更面積 ㎡			
カ	その他						

ア	行為の種類	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更
イ	用途(種類)		
ウ	敷地面積	㎡	
エ	規格(サイズ)		
オ	行為面積	築造面積 ㎡	外観変更面積 ㎡
カ	その他		

ア	区域の面積	m ²
イ	予定建築物の用途	
ウ	法(ノリ)の高さ	m ²
エ	敷地面積の最小規模	m ²
オ	木竹の保全等の面積	m ²
カ	その他	

	☐ 自己用 ☐ 非自己用	
ア 行為の区分等	☐ 壁面看板 ☐ 広告塔・広告板	箇所 ☐ 袖看板 箇所 ☐ その他 ()
イ 規模(規格/サイズ)等	☐ 壁面看板	
	☐ 袖看板	
	☐ 屋上看板	
	☐ 広告塔・広告板	
	☐ その他 ()	
ウ その他		

ア 行為の種類	
イ 行為の内容	
ウ その他	

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。

敷地特性等の説明

敷地特性や敷地の周辺状況、景観的特徴など	1. 〔接する道路の状況（道路の数、接道長さ、幅員、商店街、交通量、歩道の有無など）〕 2. 〔敷地内及び近接する歴史的な建造物の有無〕 3. 〔近接する景観的特徴のある施設（河川、港、橋、古木、公園、マリントワー、商店街等）〕 4. 〔眺望の視点場からの望見の可否〕 5. 〔敷地内及び隣地との高低差〕	北側：山下町第2号線10m、東側：山下町第3号線13.25m～22.0m、南側：山下町第5号線12.5m(歩行者専用道路)、西側：県道21号横浜鎌倉線[鎌倉街道・関内大通り] 旧市庁舎 横浜公園、関内桜通り、ベ이스ターズ通り 可（大さん橋からの眺望の視点場、山手イタリア庭園からの眺望の視点場） なし
----------------------	---	---

計画趣旨説明

魅力ある都市景観を創造するための方針	配慮すべき「行為指針」	都市景観の形成に関する申出者の考え方
	(1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。	
関内地区全体の方針Ⅰ わかりやすく、奥行きと賑わいのある界限を巡り歩いて楽しめる街を創る	ア ゆとりある歩行者空間の創出 (ア) 壁面後退が規定されている敷地では、ゆとりある歩行者空間を創出するため、歩道状空地を設ける。 (イ) 交差点に接する角地においては、ゆとりある歩行者空間を整備する。	アイ 壁面後退した空地に、歩行者空間に沿って滞留空間を整備する。
	イ 歩行者空間のしつらえの工夫 (ア) 歩道状空地の隣地境界部では連続性を確保する (イ) 歩道状空地を歩道等と一体に利用できるしつらえにする。 (ウ) 歩道状空地を歩道と一体的にデザインする。	アイウ 主たる歩行者空間となる南側と関内桜通りの軸に面した広場に店舗を配置し、賑わいを創出するとともに、舗装を歩道と調和した設えとし一体的な利用を促進する。
	(2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。	
方針Ⅰ わかりやすく、奥行きと賑わいのある界限を巡り歩いて楽しめる街を創る 方針Ⅳ 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る	ア 都市景観協議地区図に示す「歩行者ネットワーク街路」に面する建築物における、低層部のしつらえの工夫による賑わいの創出 (ア) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部や空地には、通りの賑わいを創出するため、楽しい活動や多様な機能を配置する。特に「商業のネットワーク街路」に面する敷地の場合は、積極的に賑わいを形成する。 (イ) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部に楽しい活動や多様な機能を配置する場合は、室内の様子がうかがえる形態意匠にする。 (ウ) 建築物の前面の空間が魅力的に利用されるよう、低層部と外構をデザインする。	アイ ・地区間に歩行者のための屋外空間を設けることで、関内駅周辺とセントラル関内をつなぐ縦の軸（関内駅からセントラル関内方向の意）を強化する。 ・低層部を高層部と明確に分節し、地上と建物が一体となった重層的かつヒューマンスケールな賑わいある歩行者空間を形成することで、関内の内陸部をつなぐ横の軸（馬車道から横浜公園方向の意）を強化する。 ・軸に対し商業と空地が一体利用できる歩行者空間とする。 ・低層部ににぎわい機能を配置し、賑わいが出る設えとする。 ウ 低層部にヒューマンスケールとなるボックスを配置し、地上と建物が一体となった重層的な賑わいを形成する。

	イ 「歩行者ネットワーク街路」に面する敷地における、特に配慮が必要な要素の配置やデザインの工夫 (ア) 住宅用途を設ける場合は、通りの賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。 (イ) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう配置、デザインを工夫する。 (ウ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。 (エ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないように配置、デザインする。	ア 住宅のエントランスは、建物低層部のデザインルールとそろえることで、一体感を創出し、通りから目立たないよう配慮する。 イウ 歩行者専用道路、広場空間等を含めた敷地の接道位置を踏まえたうえで、駐車場の出入口を配置しながら、必要最低限の出入口幅とし、歩行者空間に配慮する。 エ 駐輪スペースを地下に配置し、通りの賑わいを最大限確保する。
	(3) 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する。	
方針Ⅰ わかりやすく、奥行きと賑わいのある界限を巡り歩いて楽しめる街を創る	ア 誰でも気軽に利用できる場の提供 (ア) 交差点に接する角地には、ゆとりある空間を創出し、低層部や外構をデザインする。 (イ) 街角には休み、憩える場を創出する。 (ウ) 歴史的建造物や港などを望める位置には、憩える場を創出する。 (エ) 屋内外の広場状空地には、モニュメントなどを展示する。	アイウ 迎え入れる大きなフレームにより、ゲート性を表現し、人々の認知しやすい顔づくりを行う。 交差点には商業施設やデッキ配置により、立体的な人々の憩いの場を形成する。 エ モニュメントを設置する場合、周辺とのデザインとの調和に配慮する。
	イ 敷地内での新しい回遊ルートの創出 敷地内や屋内に、通り抜けができる敷地内空地を創出し、新しい回遊ルートを創造する。	2 Fに街区間のデッキと屋内の通り抜けルートを創出し、横浜公園から3街区、馬車道へ抜ける回遊性を確保する。
	ウ バス停などの付近におけるゆとりある空間の創出 バス停や鉄道駅付近の敷地には、広場状空地を整備し、ゆとりある空間を創出する。	今回の計画地はバス停等の付近にない。
	(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。	
方針Ⅰ わかりやすく、奥行きと賑わいのある界限を巡り歩いて楽しめる街を創る 方針Ⅲ 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る	ア 敷地内の緑化 (ア) 街路樹などの公共空間の緑を補完し、多様なスケールの緑を創出する。 (イ) 通りの演出として、店先や壁面、屋上の緑化を心がける。	アイ 広場や歩行者動線、デッキ等人々が活動する場に合わせ、多様なスケールの緑を創出する。 また、デッキにも緑を配置することで、立体的な緑景を創出する。
	イ 水際の親水性の向上 都市景観協議地区図に示す「水際の親水性が求められる部分」では、親水性が向上するよう工夫する。	今回の計画地は都市景観協議地区図に示す「水際の親水性が求められる部分」には該当しない
	(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。	

方針Ⅱ 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る 方針Ⅲ 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る 方針Ⅳ 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る	ア 関内地区らしい街並みの継承による親密な空間の創出 (ア) 街並みの連続性を創出するよう、建築物の31m以下の部分のデザインを工夫する。 (イ) 歩行者が親しみを持てる空間を創出するため、建築物の低層部と中低層部のファサードを分節する。 (ウ) 関内地区の街並みに調和する色彩を用いる。 (エ) 関内地区らしい街並みを維持・創出するため、既存の建築物をリフォームして使い続ける。 (オ) 壁面に取り付ける照明器具は、適度な光量にし、落ち着いた照明になるよう工夫する。	ア 旧市庁舎街区の31mラインを継承しながら、水平ラインで徐々にヒューマンスケールに落とし、馬車道などのまちのスケールに調和させる。 港町地区側の外装の一部を31mまで緑化等の装飾等により、31mラインを継承する。 イ 低層部と中低層部の外装材を変えることで、分節し、周辺のスケール感と調和を図る。 ウ 街並みに調和する色彩を検討する。 エ 今回の計画は既存の建築物を利用しません。 オ 低層や住宅が立ち並ぶ周辺環境に配慮し、落ち着いた照明計画を行う。
	イ 親密な空間の創出 (ア) 日よけなどの備品の設置により、親密な空間を創出する。 (イ) 多様な種類の植栽方法により、憩いの空間を創出する。	ア 店舗用テラスなどを設け、賑わいを創出する。 イ 芝・高木など多様な植栽を用いて外構を形成する。
	ウ 賑わいの連続性の創出 (ア) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう配置、デザインを工夫する。 (イ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。 (ウ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないよう、配置、デザインを工夫する。 (エ) 建築物の低層部には、通りに賑わいを創出するよう、楽しい活動や多様な機能を配置する。 (オ) 建築物の低層部に商業用途を設ける場合は、室内の様子がうかがえるよう、デザインを工夫する。 (カ) 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。	アイ 歩行者専用道路、広場空間等を含めた敷地の接道位置を踏まえたうえで、駐車場の出入口を配置しながら、必要最低限の出入口幅とし、歩行者空間に配慮する。 ウ 駐輪スペースを地下に配置し、通りの賑わいを最大限確保する。 エオ 各通りに対し店舗を配置し、かつ店舗内の様子を伺えるようなデザインとする。 建物の前面に人々が憩える場所を配置する。 カ 建物の前面に人々が憩える場所を配置する。
	エ 関内地区にふさわしい共同住宅の創出 (ア) 住宅用途を設ける場合は、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。 (イ) 住宅用途を設ける場合は、賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。 (ウ) 高さが31mを超える住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。	ア ・高層部は、手摺部のガラスのトーンをスパンドレル部とそろえ、かつ、住宅バルコニー内部が外部から見えにくい計画とする。 ・住宅のエントランスは、建物低層部のデザインルールとそろえることで、一体感を創出し、通りから目立たないように配慮する。 イ 住宅のエントランスは、建物低層部のデザインルールとそろえることで、一体感を創出し、分断しないよう配慮する。 ゴミ置き場は通りより見えない位置に配置する。 ウ 3棟が一体に見える適正な配棟計画で周辺と調和しながら、高層部を分節することで圧迫感を軽減する。

	オ 都市景観協議地区図に示す歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出 (ア) 眺望対象への見通しを阻害しないよう建築物や工作物、植栽等を配置する。 (イ) 眺望対象が引き立つような建築物のデザインにする。 (ウ) 夜間の見通しを演出する。 (エ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、屋外広告物のデザインを工夫する。 (オ) 歴史的建造物や港への見通しを楽しめるよう、本町通りの交差点付近の空間を創出する。 (カ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、街路や公園等の公共空間のデザインを工夫する。	今回の計画地は見通し景観形成街路に面していない。
	(6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。	
方針Ⅱ 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る 方針Ⅲ 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る	ア 歴史的建造物の保全活用 歴史的建造物や土木遺構を保全し活用する。	今回の計画地内に歴史的建造物等はない。
	イ 歴史的建造物を引き立たせる工夫 (ア) 歴史的建造物の敷地内に増築する場合は、歴史的建造物が引き立つよう、デザインを工夫する。 (イ) 都市景観協議地区図に示す「歴史的景観の形成を目指す部分」の建築物のデザインは、歴史的建造物と調和させる。 (ウ) 歴史的建造物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。	今回の計画地内に歴史的建造物等はない。
	ウ 開港の歴史の発信 敷地の持つ歴史や物語を表現する。	開港の地・関所の地という歴史性を活かし、低層部を迎え入れるフレームで構成し、ゲート性を創出する。
	(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。	
方針Ⅱ 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る 方針Ⅳ 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る	ア 高さ31mを超える建築物等による歩行者への圧迫感の軽減 街並みにおける建築物等の圧迫感を軽減するため、分節化するなど建築物等の高層部のデザインを工夫する。	3棟が一体に見える適正な配棟計画で周辺と調和しながら、関内駅側の縦方向に高層部を分節することで圧迫感を軽減する。

	イ 高さ31mを超える建築物等による眺望景観の演出 (ア) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの眺望を保全・創造するよう、建築物等を配置する。 (イ) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、建築物等の頭頂部のデザインを工夫する。 (ウ) 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。 (エ) 隣接する地区やゾーンとの高さ制限の差が大きい敷地においては、建築物等の当該高低差となる部分は、周辺の街並みに調和するよう配慮する。 (オ) 高さが31mを超える中層、高層の住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。	アオ 3棟が一体に見える適正な隣棟間隔を確保する。スカイロビーを目立たせることで関内を特徴づける新たな景観を形成する。 イ ガラスによる透明感と柔らかない曲面で頂部を統一させた群像を形成する。 ウ 旧市庁舎の31mからヒューマンスケールへ水平ラインで徐々につなげ、まちのスケール感に呼応する。 エ 水平ラインで周辺の建物とのスケールを合わせる。
	(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。	
方針Ⅱ 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る 方針Ⅲ 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る	ア 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出 (ア) 眺望景観の魅力を高めるよう、建築物等の壁面の向きや幅、形態、色彩等のデザインを工夫する。 (イ) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。 (ウ) 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。 (エ) 秩序ある広告景観を創出する	ア 3棟が一体に見える適正な隣棟間隔を確保する。スカイロビーを目立たせることで関内を特徴づける新たな景観を形成する。 イウ ガラスによる透明感と柔らかない曲面で頂部を統一させた群像を形成する。 エ 広告物を設置する場合には、落ち着いた色彩とし秩序ある広告景観を創出する。

	イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出 (ア) 前景エリアの建築物等は、「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象を望めるデザインを工夫する。 (イ) 前景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。 (ウ) 前景エリアの建築物等は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和するデザインにする。 (エ) 後景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。 (オ) 後景エリアの建築物等は、眺望対象が引き立つよう、デザインを工夫する。 (カ) 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な眺望を形成するよう秩序ある広告景観を形成する。	今回の計画地は前景エリア・後景エリアに該当しない。
	(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。	
方針Ⅲ 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る 方針Ⅳ 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る	ア 文化芸術創造活動の奨励 (ア) 新たな用途を誘導したり、新しい空間価値を創造する。 (イ) 文化芸術創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。	アイ 港町地区北口地区間広場や歩行者専用道路に商業施設を顔出しし、当該活動を支える。
	イ 地区や通りごとの個性の創出 (ア) 地区や通りごとに独自の景観を創造する。 (イ) 地区や通りごとに独自の景観を創り出す活動を行う。	アイ 低層部を様々なスケールのボリュームで分節し、関内の街に見られる多様でヒューマンスケールな【関内らしい界限性】を創出する。 周辺街区や館内テナントと連携したイベントの開催等により、賑わいを創出する。
	ウ 夜間景観の形成 (ア) 不快な照明環境を創出しない。 (イ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観を魅力的に演出する。 (ウ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観が魅力的になるよう、屋外広告物の照明をデザインする。 (エ) 夜間の横浜三塔への眺望景観を魅力的に演出する。 (オ) 落ち着きのある夜間の街路景観を演出する。 (カ) ライトアップを実施している周囲では、ライトアップと調和した照明環境を創出する。 (キ) 夜間の賑わいを創出するよう、室内から漏れる光を意識して、ファサードのデザインを工夫する。 (ク) 歩く楽しさを感じられる配置や配光にする。 (ケ) 広場状空地の特徴に応じて夜間照明のデザインを工夫する。 (コ) 水際の夜間景観を演出する。 (サ) 自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮し、照明は最小限にする。 (シ) 地上駐車場には、落ち着いた照明を用いる。 (ス) 夜間の広告景観を演出する。	ア、エ、 周辺環境に配慮し、高層部は落ち着いた照明計画とする。 イ アイキャッチとなるスカイロビーを設置し、関内特有の象徴性を創出する。 ウ 頂部に広告物を設置する場合には、周辺環境に配慮し落ち着いた照明計画とする。 オ 周辺環境に配慮し、落ち着いた照明計画とする。 カキクケス 周辺環境に配慮し、落ち着いた照明計画とする。 サ 自動販売機を設置する場合は街並みとの調和に配慮する。 シ 地上駐車場は該当しないが、出入口・車寄せは落ち着いた照明とする。

	(10) 秩序ある広告景観を形成する	
方針Ⅱ 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る 方針Ⅲ 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る	ア 良好な景観、落ち着いたきのある街並みの創出 (ア) 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。 (イ) 大きな音を出すなど、まちの雰囲気壊さないようにする。	ア 広告物を設置する場合には、落ち着いた色彩とし秩序ある広告景観を創出する。 イ 騒音への配慮を行う。
	イ 魅力ある広告景観の創出 質の高い広告景観を創造する。	広告物を設置する場合には、落ち着いた色彩とし秩序ある広告景観を創出する。
	地区別の行為指針	
関内駅前特定地区の方針 開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。	ア 周囲の街並みと調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格や、商業機能等による活気と賑わいのある空間を形成する。	・開港の地・関所の地という歴史性から、フレームのボリュームで、関内に迎え入れるゲート性を創出する。 ・低層部を周辺のスケール感に合わせ、賑わいのある顔づくりを行う。
	イ 大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間を形成する。	デッキに緑を配置した立体的な緑量により、緑ある歩行者空間を形成する。
	ウ 関内駅前特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。	低層部に賑わい店舗を配置し、積極的に賑わいを形成する。
	エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。	・アイキャッチなスカイロビーを設え、関内特有の景観を形成する。 ・頂部はガラスで構成し、三棟で透明感のある群像を創出する。
	オ 関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とゆとりある街路空間を形成する。	低層部から高層部に向け、セットバックし、駅前側にゆとりあるオープンスペースを形成する。
	カ 屋外広告物は、関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある最親を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。	広告物を設置する場合には、落ち着いた色彩とし秩序ある広告景観を創出する。

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。